

令和8年度

三浦市消防団小型動力ポンプ付軽積載車

仕様書

三浦市

1 総 則

- (1) この仕様書は、三浦市（以下「本市」という。）が購入する小型動力ポンプ付軽積載車（以下「車両」という。）について必要な事項を定める。
- (2) 車両は、道路運送車両法および道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。
- (3) 受注者は品質確保、環境対策の配慮から ISO9001、ISO14001 認証取得による品質環境管理システムによって製造が行われていること。
- (4) 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不明な点については、本市に質問し十分に熟知した上で契約すること。
- (5) 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、本市に連絡の上承認または指示を受けること。
- (6) 受注者は、製作にあたりこの仕様内容の一部を変更する必要がある場合には、本市と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- (7) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- (8) 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- (9) 保証期間は、納入後 1 年間とし、保証書を提出すること。
- (10) 部品等の供給について、車両、艀装及び装置類のメンテナンス体制の確保と必要な消耗品、部品等の供給は、納入日から最低 10 年間保証すること。
- (11) その他の修理・修繕について、消防活動又は訓練で使用した際に発生した車両及び艀装装置の構造上の不具合による故障は、受注者の責任において修理、修繕すること。
また、設計、製作、塗装、材質、部品等の不良により起因する不都合の発生については、保証期間後であっても受注者において無償により是正修復すること。なお、特許その他権利上問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- (12) 見積価格には、車両の新規登録及び納車にかかる全ての諸経費を含めること。
ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル法にかかる費用については、見積価格に含めず別途請求すること。

2 契約・仕様打合せ

受注者は、契約締結後 1 か月以内に仕様内容等について本市と打合せを行い、打合せの都度、打合せ終了後の 1 週間以内にその打合せ内容の確認書を提出すること。

3 提出書類

- (1) 受注者は、契約後 5 日以内に次に掲げる書類を本市へ提出すること。
 - ア 契約内訳書
 - イ 製作工程(予定)表
- (2) 受注者は、上記書類（契約内訳書及び製作工程(予定)表）の提出後 2 か月以内に次に掲げる承認図書を提出し、承認を得てから製作に着手すること。
 - ア 『承認図書』内訳【製本（A4 版ファイル、目次・インデックス付）】 2 部

- ・製作工程表
 - ・承認図
 - ・特殊装備部分の電気配線図
 - ・その他、本市が必要と認めたもの
- (3) 受注者は、納入車両の登録完了後、遅滞なく次のデータを本市へ提出すること。
- ア 車検証の写し
 - イ 4面写真
- (4) 受注者は、納入検査日の3日前までに次に掲げるものを作成し、本市へ提出すること。
- ア 『電子媒体』（1つの電子媒体に記録）1部
 - イ 『完成図書』内訳【製本（A4版ファイル、目次・インデックス付）】2部
 - (ア) 車両関係
 - ・車両特記仕様書
 - ・外観5面カラー写真
 - ・完成図
 - ・改造概要等説明書
 - ・車検証の写し
 - ・リサイクル券の写し
 - ・自動車損害賠償責任保険証明証の写し
 - ・車両取扱説明書(※製本のみ)
 - ・車両及び積載資器材の保証書
 - ・シャシカタログ
 - ・その他本市が指示するもの
 - (イ) 小型動力ポンプ関係
 - ・ポンプ取扱説明書
 - ・パーツリスト
 - (ウ) その他
 - ・本市が指示するもの

4 検査、受領、保障等

- (1) 検査申請
検査日の2週間前までに検査日及び検査場所を明記した書面で本市に申請すること。
- (2) 中間検査（受注者製作工場にて実施）
艤装途中に実施するものとし、検査時期については別途指示する。
また、検査に係る全ての費用（諸経費含む）は受注者が負担とすること。
- (3) 納入検査（本市にて実施）
本市検査員及び受注者が立会いのうえ実施する。
また、検査に係る全ての費用（諸経費含む）は受注者が負担とすること。
- (4) 受領
納入検査の実施後、本市が合格と認めた場合に受領するものとする。

(5) 技術指導

受注者は、車両及び艤装装備品の取扱いについて、納入後に技術指導を行うこと。なお、日程等は別途指示する。

5 納 入

(1) 場所

三浦市初声町下宮田 5-11 (三浦消防署)

(2) 期限

令和9年2月5日 (金)

6 車 両

本市が整備する車両の主要諸元は、次のとおりとする。

(1) 台数

2台

(2) 車両タイプ

デッキバンタイプ (軽自動車)、ハイルーフ、4ドア、2列シート、寒冷地仕様、普通免許 (AT 限定) で運転可能、赤色警光灯を装着した状態で軽自動車の自動車規格を満たすこと。

(3) エンジン

660cc クラス

(4) 駆動方式

四輪駆動

(5) 変速装置

オートマチック方式

(6) 使用燃料

ガソリン

(7) 定員

4名

(8) 装備品 (1台当たり)

別表1のとおり

(9) 艤装、取付け品及び取付装置 (1台当たり)

別表2のとおり

(10) 積載品・付属品 (1台当たり)

別表3のとおり

7 車体の構造

(1) 車両は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。

(2) 車両は、堅ろうにして長期の使用に十分耐え得るものであり、強度を損なうことなく軽量化を図るとともに使用取扱い上の安全性、操作性、点検、修理等の維持管理を十分考慮したものとすること。

- (3) 使用する材料は全て新規製品、日本産業規格等に基づいて精選された耐久性に富むものを使用すること。

8 車両機装等

(1) 車両機装等

- ア 車室は堅ろうな天蓋及びドアを有すること。
- イ 乗車定員はキャブ内に4名とする。
- ウ 乗車人員の走行時における安全確保に必要なシートベルトを設けること。
- エ 各ドア内側側面の開放時に視認できる位置に再帰性に富んだ反射材（黄色）を貼付すること。
- オ 給油口付近に、容量及び油種を明示すること。なお、詳細は別途指示する。
- カ 後部座席の窓は開閉可能なものであること。
- キ 車両前部に消防団章を取付けること。尚、ステッカータイプとすること。
- ク ルーフ前方中央部に赤色警光灯（LED式、標識灯、スピーカー（50W相当）内蔵）を取付けること。
- ケ 赤色点滅灯を車両後部に2灯取付けること。
- コ 小型動力ポンプ昇降用レールを装備すること。電動油圧式自動昇降装置とすること。
- サ 小型動力ポンプ積載場所の上方には積載物が収納できる棚を設けること。なお、詳細は別途協議する。
- シ 荷台にはLED照明灯、LEDサーチライトを取付けること。
- ス 旗立てパイプを取付けること。
- セ 前方撮影用ドライブレコーダーを取付けること。直接電源とすること。
- ソ CDデッキを取付けること。尚、サイレンスピーカーを介して、広報活動が可能なものとする。
- タ 電子サイレンアンプを取り付けること。マイク取付位置は発注者が承認した位置に取付けること。
- チ 荷台には全面幌を設けること。
- ツ 後部座席後側に帽子掛け4個を取付けること。
- テ 以下資機材固定装置を設けること。
 - (ア) 吸管・吸管ストレーナー・ちりよけ籠（ストカゴセット）一式
 - (イ) 消火栓開閉金具
 - (ウ) 管そう・ダブコンノズル（各2個）
 - (エ) とび口（2本）
 - (オ) 二つ折りはしご又は伸縮はしご
 - (カ) 自動車用消火器
 - (キ) 分岐管
 - (ク) スタンドパイプ
 - (ケ) 車輪止め（2個）
 - (コ) 安全中継媒介

- (サ) ホース（本数別途教示）
- (シ) ホースバック（2個）
- (ス) 本市が指定するもの
- ト ボディの損傷を防止する板（アルミ製）を取付け品等で損傷を受けやすい箇所に設けること。
設置位置は別途協議する。
- ナ バッテリー容量は走行用及び特殊装備品の使用を考慮し、消費電力一覧表に基づく必要な電気容量を確保すること。
- ニ 赤色警光灯、受令機及びドライブレコーダーの特殊電装品の電源関係は、ACC 以上で通電すること。
- ヌ 車内の乗降等に支障のない位置にバッテリー管理器（専用充電コード 10m 付）を搭載し、車外に充電器用の 100V 入力コンセント（コンセントカバー付）を設けること。なお、コンセントはマグネット式とすること。また、搭載する小型動力ポンプの充電器（AC 用小型ポンプ付属品）を接続するため、適宜な場所に外部入力の AC100V 回路を分岐させ、コンセントを増設すること。詳細は別途協議とする。
- ネ バックカメラ及びモニター（ルームミラー型）で構成される後方確認装置を取付けること。
- (2) 消防無線受令機及びデジタル簡易無線機
 - ア 消防無線受令機を更新対象車両から取外し移設すること。
 - イ 消防無線受令機の電源取り出しは、シャシのキー ON スイッチと連動すること。
 - ウ 消防無線受令用のアンテナ及びデジタル簡易無線機用マグネットアンテナをキャブの適切な位置に取付けること。
 - エ 移設にあたり、アンテナ・同軸ケーブルは受注者の負担で新設すること。
 - オ 詳細については、本市と協議すること。
- (3) 塗装、表示及び記入文字
 - ア 車両の塗装色は、本市が別に提示する色見本もしくは以下に記載する塗装色を基準とし、塗装の変色、亀裂、剥離、浮き等が生じないように施工すること。
 - イ 車両の外観塗装全般（ホイール部分を除く）を、マンセル値 7.5R4/14 の近似値または、同等色とし、彩度にあっては 14 以上ならば可とする。
 - ウ 保証期間内において塗装及びメッキ部分に変色、亀裂、剥離、浮き等が生じた場合には受注者の負担において再塗装を行うこと。
 - エ 各スイッチ部には、表示プレートを取付けること。
 - オ 記入文字
 - 車両前後部及び左右及び標識灯には、指定の文字を記入すること。記入文字及び字体等は別途指示する。

9 小型動力ポンプ

積載する小型動力ポンプの主要諸元は、次のとおりとする。

- (1) 台数
 - 2 台
- (2) 小型動力ポンプ(本体)

株式会社シバウラ防災製作所 FF410、または同等品以上

10 補 足

- (1) 車両の取付け品等において同等以上の性能を有するものを備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。
- (2) 車両の資機材は最新の物とし、変更がある場合は本市へ連絡し協議すること。

別表 1

装備品

番号	品名	適用	数量
1	エアコン	純正品	1 式
2	パワーステアリング	純正品	1 式
3	パワーウィンドウ	純正品	1 式
4	デュアルエアバック	純正品	1 式
5	集中ドアロック	純正品	1 式
6	時計	適応品	1 式
7	サイドバイザー	適応品	1 式
8	フロアマット	適応品(ゴム製)	1 式
9	泥除け	適応品	1 式
10	車輪止め (2個)	ゴム製(黄色)紐付	1 式
11	車両スペアタイヤ	ホイール付き	1 式
12	車両タイヤチェーン	適応品	1 式
13	車両用鍵	2本	1 式
14	停止表示板	適応品	1 個

別表 2

艀装、取付け品及び取付装置

番号	品名	適用	数量
1	消防団章	ステッカー	1 式
2	後退警報器(ブザー音)	解除スイッチ付き	1 式
3	ドライブレコーダー	前方 1 カメラ	1 式
4	ルームミラー型車載用後方 確認装置	後退時確認用 適応品	1 式
5	赤色警光灯	AZS-M1LYFR-RR-51N	1 式
6	赤色後部点滅灯	LPT-1M1-R	1 式
7	電子サイレンアンプ	SAP-520FB	1 式
8	電子サイレンアンプ用マイク		1 式
9	帽子掛け	後部座席後側	4 個
10	荷台照明灯	LED	1 式
11	荷台サーチライト	LED 伸縮式	別途協議
12	電動油圧式昇降装置	適応品 小型動力ポンプ用	1 式
13	バッテリー管理器	専用充電コード 10m付	1 式
14	コンセント (配線含)	設置場所は別途指示	1 式
15	塗装・文字記入		1 式
16	車体損傷防止措置	必要個所(アルミ製)	1 式
17	旗立てパイプ		1 式
18	各種資機材取付金具	別途協議	1 式
19	CD デッキ	AM・FM ラジオ受信可能型	1 式
20	車両荷台用幌	全面型	1 式

別表 3

積載品・付属品

番号	品名	適用	数量
1	小型動力ポンプ	株式会社シバウラ防災製作所 FF410(または同等品以上)	1 台
2	本ポンプ標準装備品・付属品		1 式
3	吸管	75 mm× 6 m	1 本
4	吸管ストレーナー、ちりよけ籠 (ストカゴセット)		1 式
5	吸管ロープ		1 本
6	吸管まくら木		1 個
7	吸管バンド		2 本
8	管そう		2 本
9	ノズル		2 個
10	消火栓開閉金具		1 本
11	分岐管		1 個
12	安全中継媒介	「もれないよ」または同等品	1 個
13	スタンドパイプ		1 本
14	とび口		2 本
15	二つ折りはしご又は伸縮はしご		1 基
16	消火器	自動車用 ABC 粉末消火器	1 本
17	ホースバック		2 個
18	消防用ホース	65 mm (使用圧 1.3Mpa) ×20m	14 本
19	車輪止め		2 個
20	タイヤチェーン		1 個
21	三角停止板		1 個
22	消火栓媒介 (ねじメス)		2 個